

新制度の登場でさらに的確な対処も可能に！ マル保融資先からの こんな要望にどう対応するか

マル保融資先からよく聞かれる要望や状況変化を6ケース挙げて、対応ポイントを解説します。

(CASE1~3)
飛騨信用組合 黒木 正人
常務理事

CASE1

業況が悪化している取引先からマル保融資の条件変更を求められた

取 引先の業況悪化で融資条件どおりに返済ができない場合、また毎月の返済負担が重すぎて資金繰りに支障が生じる場合は、条件変更を検討します。マル保融資の条件変更には、大きく分けて「返済方法の変更」と「返済期日の変更」があります。



返済方法の変更とは、保証期間内に約定返済が困難になった場合に、返済方法の変更により返済負担を軽減し、その分保証期間を延長する方法です。地方自治体の制度融資では、融資期間が決められており条件変更できないことがあるので注意が必要です。

返済期日の変更とは、例えば売掛債権の回収遅延により期日まで返済ができなくなった場合に、返済期日・保証期間の延長を行うことです。

返済方法の変更・返済期日の変更とともに、信用保証料の追徴が伴いますので注意が必要です。

このような場合、保証条件変更申込書、保証条件変更依頼書などを信用保証協会（以下、協会）に提出する必要があります。直近の取引先の業況、条件変更を申し出る理由、その後の返済についてなどを具体的に記入し、直近の決算書・試算表・資金繰り表などを添付します。

そもそも取引先の資金繰りを楽

にする方法には、「条件変更」と「借換え（借換保証の活用）」があります。どちらを選択するかは金融機関の目利きによります。

例えば、取引先の条件変更の申し出にそのまま素直にに応じて、条件変更はできたものの、その後の新規融資に新たな保証が付かないというケースが見られます。融資条件の緩和と新たな資金調達の可能性の両方を実現することを勘案して、条件変更か借換えかを決定しなければなりません。

借換保証についてはケース3で詳しく解説しますが、金融機関としては、取引先の将来の資金需要まで見据えて、資金繰りが苦しいのは一時的か慢性的かなどを見極め、取引先に合わせた提案ができるように心がけましょう。

**事業再生先には
経営改善サポート保証**

実際に条件変更したものの、その後中小企業再生支援協議会などによる事業再生局面に至ったマル保融資先に対して活用できる保証制度ができました。経営改善サポ

▼こんな対応をしてみよう



1 ト保証（事業再生計画実施関連保証）という制度で、平成25年12月4日に成立した「産業競争力強化法」の特例法として、平成26年1月20日に施行されました。

この新制度は、中小企業の事業再生の支援強化を目的としており、中小企業・小規模事業者が、中小企業再生支援協議会等による支援を受けて作成した計画に基づき、経営改善・事業再生に取り組む場合に、一般保証と別枠で最大2億8000万円の利用が可能となっております。

一定の計画に基づき再生が行われることが要件に

この保証制度を利用できる取引先は、その前提として次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意がとれていることが必要）に従って事業再生を行っている必要があります。

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 中小企業再生支援協議会の指導または助言を受けて作成された事

業再生の計画

- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ⑨ 中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑩ サポートミーティング（経営サポート会議）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画

こうした計画の実行に必要な資金を支援し、取引先の事業再生の取組みを後押しするのが、経営改善サポート保証です。